

# 遊漁に関するルール

遊漁（釣り）のルールは難しくありません。しかし、資源保護等の目的のため、それぞれの漁場で細かく定められています。楽しいはずの釣りが、知らなかったことで罪に処せられたりしないようルールを理解しましょう。

万が一、漁業法・水産資源保護法や山形県漁業調整規則等に違反した場合は、その罪により罰せられます。

## 1 さけ採捕の禁止 《水産資源保護法第 28 条》

水産資源保護のため、山形県内の全ての河川において、さけを採捕することは禁止されています。但し、ふ化放流等、さけの増殖を行うため知事の許可を受けた場合を除きます。

【罰則：1 年以上の懲役若しくは 50 万円以下の罰金】

## 2 水産動物の採捕禁止期間 《山形県漁業調整規則 38 条》

次に掲げる水産動物は産卵繁殖を保護するため、禁漁期間が定められています。また、各漁協において遊漁期間を制限している場合がありますので、詳細は各漁協に確認してください。

【罰則：6 ヶ月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金又はこれを併科】

水産動物	禁止期間
さけ	周年
さくらます (海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る)	9月1日～2月末日まで
やまめ (さくらますのうち、ふ出後から淡水域で生活するものをいう)	10月1日～翌年3月31日まで
いwana	
ひめます	
あゆ	11月1日～翌年6月30日まで
やつめうなぎ	5月10日～6月30日まで

### 3 採捕する水産動物の全長制限及び卵の採捕の制限

《山形県漁業調整規則 38

条》

次に掲げる水産動物は資源保護のため、それぞれ一定の大きさ以下のものは採捕禁止となっています。採捕した場合は再放流しましょう。

また、さくらます・やまめ・いわな・にじます・さけ・かじかの卵は採捕してはいけません。

【罰則：6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科】

水産動物	制限する全長
やまめ	15センチメートル以下
いわな	
にじます	
ひめます	
うなぎ	30センチメートル以下
やつめうなぎ	

### 4 採捕する漁具・漁法の制限及び禁止

次に掲げる漁具・漁法により水産動植物を採捕してはいけません。

#### (1) 水産資源保護法5条及び6条によるもの

- ◇爆発物を使用する漁法
- ◇有毒物を使用する漁法.

【3年以下の懲役又は200万円以下の罰金】

#### (2) 山形県漁業調整規則第35条によるもの

- ◇※1 巻持網で土・木・石又は竹をもって寄手を建設して行う漁法
- ◇うなわ（うなわ類似のもの又はゴロ押しを含む）
- ◇鵜飼
- ◇※2 板押
- ◇刺し網を移動させないように敷設してさくらますを捕る漁法
- ◇水中に電流を通じてする漁法
- ◇瀬干及び※3 すがぜめ
- ◇火光を利用する漁法
- ◇箱せん及びびんせん
- ◇やすでによりこい又はさくらますを捕る漁法
- ◇※4 かき倉（たな倉、ため又はかま）
- ◇刺し網を二枚以上重ねてする漁法

※1～4 は山形県発行の「釣りのルールとマナー」を参照

【罰則：6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科】

5 水産動植物の採捕禁止区域 《山形県漁業調整規則 37条》

次に掲げる区域においては水産資源の保護培養を目的として採捕禁止期間が設定されています。

【罰則：6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科】

区 域		期 間
月 光 川	全区域（支流、小支流及び少々支流を含む）	11月1日～翌年 2月15日まで
日 向 川	河口から上流酒田市穂積地内日向橋上流端 までの区域	10月1日～翌年 2月15日まで
最 上 川	鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ 800mまでの区域	10月1日～翌年 1月31日まで
	最上郡舟形町堀内地内堀内橋上流端から下流 600mの地点から下流1,400mまでの区域	
	北村山郡大石田町豊田地内亀井田橋上流端 から下流1,200mまでの区域	
	乱川との合流点から上流200m、下流400m までの区域	
	寒河江川との合流点から上流及び下流それ ぞれ600mまでの区域	周 年
	上郷発電所ダム軸線から上流300m、下流 190m軸線との平行線までの区域（魚道を含 む）	
相 沢 川	最上川との合流点から上流酒田市石名坂地内 大石橋上流に設置された落差溝上流端から 上流100mまでの区域	10月1日～翌年 1月31日まで
鮭 川	最上川との合流点から上流最上郡戸沢村地内 東日本旅客鉄道株式会社陸羽西線鉄橋上流端 までの区域	
最上小国川	最上川との合流点から上流1,000mまでの 区域	
丹 生 川	最上川との合流点から上流600mまでの区域	
村 山 野 川	最上川との合流点から上流荷口川との合流点 までの区域	
小 見 川	荷口川との合流点から上流2,000mまでの 区域	
乱 川	最上川との合流点から上流押切川との合流点 までの区域	
押 切 川	乱川との合流点から上流天童市今町地内今町 橋上流端までの区域	
寒 河 江 川	最上川との合流点から上流600mまでの区域	
京 田 川	最上川との合流点の左右両岸に設置した標柱	

## 6 外来魚の移植の禁止 《外来生物法 32 条及び第 33 条》

外来生物法により、魚類についてはオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャンネルキャットフィッシュなどが「特定外来生物」に指定されており、移植等について禁止されています。

また、特定外来生物は放置しておくると在来種の生息や生育を脅かしたり、漁業に影響を与える恐れがあることから、一部の市町村や各漁協では駆除を実施しています。

外来生物法は釣りをすること自体を規制するものではありませんが、次の注意が必要です。

- ◇釣った魚は、飼育したり、生きたまま保持することはできません。
- ◇釣った魚を釣った湖沼や河川の一定水域以外に運び出すことはできません。
- ◇※1 釣った魚の取扱いは、リリースまで釣り人自らが行わないといけません。

- 【罰則：① 販売又は頒布をする目的で飼養したこと、放つことなど  
3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併科  
② 譲渡、譲受け、引渡し、引取りをすることなど  
1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併科】

※1 について：ブラックバス等の外来魚が、県内水面において生息域を拡大していることを踏まえ、「山形県内水面漁場管理委員会」により、以下のとおり「再放流禁止」が指示されていますので注意してください。

### 1 指示の内容

平成 29 年 6 月 1 日以降、オオクチバス、コクチバス、その他オオクチバス属の魚及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した河川又は湖沼に再び放してはならない（特定外来生物法による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 4 条の規定により禁止される行為に該当する場合を除く。）。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が認めた者は試験研究のために当該行為を行う場合は、この限りではない。

### 2 指定の区域

県内の共同漁業権に係る漁場区域（下記 HP 参照）

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/6268/kinshikuiki.pdf>

（表示される区域は一例のため、詳細は各漁協にお問い合わせください）